商標出願フローチャート

商標調査

↓

出願

↓

補正指令の有無	有→	通知書の要求に基づき補正する（主に商品役務の記載に関するもの）	
無 ↓	←解消		
受理通知書発行		出願番号が付与されます	
↓			
拒絶理由の有無	有→	拒絶査定（部分拒絶） 選択肢： 部分拒絶の結果を受け入れれば、認められた商品役務のみ登録される。 部分拒絶の結果を不服とする場合は、復審請求できる。その場合、同時に分割申請すれば、認められた部分が分割され、新たな登録番号が付与され、先に登録される。分割申請しない場合は、復審の結果が出るまで、認められた部分も公告されない。	拒絶査定（全部拒絶） 選択肢： 拒絶査定を受け入れる場合、商標権を取得できない。 拒絶査定を不服とする場合、復審請求できる（何か有力な資料があれば一緒に提出できる）。
無 ↓	←解消		
公告		順調に進んだ場合、出願から約9カ月後くらいに公告となります。	
↓			
異議申立		3カ月間	
無 ↓			
登録			